県社協広報

〔令和７年度福田令寿人材育成基金助成事業〕

# 社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業
# 募集要項（応募の手引き）＊追加募集

## １　事業の目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、福田令寿人材育成基金により、県内の民間社会福祉事業に従事しながら、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする職員に対して助成を行うことにより、福祉に携わる職員の専門性の向上と人材育成を支援することを目的として本事業を実施します。

## ２　助成対象事業及び助成金額等

助成の対象事業及び助成金の額等は、別表のとおりです。

## ３　応募方法等

（１）応募期間…令和８年２月４日～令和８年３月６日(金)まで
（２）応募方法…応募書類を、県社協に郵送してください。
（３）応募書類…提出する書類は、次のとおりです。
　①　福田令寿人材育成基金助成金交付申請書（別記第１号様式）
　②　勤務経験（見込）証明書
　③　入学承認通知書または学費の払込証明書（振込控など）の写し
　　（通知が届き次第提出）
（４）募集要項配布先…県社協 HP に掲載します。
（５）その他…同一法人から１名の申請とします。
　※　募集要項及び様式は、県社協のホームページからダウンロードできます。URL(http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/)

## ４　審査方法等

（１）審査…応募要件及び事業内容について、県社協で審査し選考します。
（２）交付決定…助成金の交付を決定次第、福田令寿人材育成基金助成金交付決定通知書（別記第２号様式）により、申請者に郵送で通知します。

## ５　事業終了後の実績報告

事業終了後、３０日以内に次の書類を県社協に提出してください。
なお、事業終了とは、助成対象事業である通信課程修了後に実施される最初の国家試験の受験を指します。
　①　福田令寿人材育成基金事業実績報告書（別記第４号様式）
　②　社会福祉士一般養成施設・短期養成施設通信課程修了証または精神保健福祉士一般養成施設・短期養成施設通信課程修了証の写し
　③　社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験票の写し

〔問合せ・連絡先〕
〒860－0842　熊本市中央区南千反畑町 3－7
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
ボランティアセンター 担当　木永、柳
電話 096－324－5436　ファックス 096－324－5427
メール kvc@kumashakyo.jp

（別表）

令和７年度福田令寿人材育成基金〔社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業〕

助成対象事業及び助成金額等一覧表

| 番号 | 項目 | 内　　容 | |
|---|---|---|---|
| １ | 助成対象事　　業 | 社会福祉士一般養成施設・<br>短期養成施設<br>令和８年度入学の通信課程受講 | 精神保健福祉士一般養成施設・<br>短期養成施設<br>令和８年度入学の通信課程受講 |
| ２ | 助　　成<br>対 象 者 | 次のいずれにも該当する者<br>ア　社会福祉士及び介護福祉士法<br>第７条第３号、第６号、第１０号及び第１１号に該当する一般養成施設等（１年以上）または第２号、第５号、第８号、第９号及び第１２号に該当する短期養成施設等（６ヶ月以上）を受講する者であること。<br>イ　令和８年度社会福祉士通信課程に入学し、修了後に実施される最初の国家試験を受験すること。<br>ウ　現在県内の民間社会福祉事業の職場に勤務中であり、令和７年４月１日時点で概ね１年以上経過しており、継続して勤務が見込まれるもの。 | 次のいずれにも該当する者<br>ア　精神保健福祉士法<br>第７条第３号、第６号、第９号及び第１０号に該当する一般養成施設等（１年以上）または第２号、第５号、第８号及び第１１号に該当する短期養成施設等（６ヶ月以上）を受講する者であること。<br>イ　令和８年度精神保健福祉士通信課程に入学し、修了後に実施される最初の国家試験を受験すること。<br>ウ　現在県内の民間社会福祉事業の職場に勤務中であり、令和７年４月１日時点で概ね１年以上経過しており、継続して勤務が見込まれるもの。 |
| ３ | 助成対象経　　費 | 社会福祉士通信課程に要する次の経費<br>・授業料（教材費を含む）<br>・実習指導料 | 精神保健福祉士通信課程に要する次の経費<br>・授業料（教材費を含む）<br>・実習指導料 |
| ４ | 1人当りの助成金額 | １０万円 | |
| ５ | 助成対象人　　数 | ５人 | |